

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

福島市長 木幡 浩

市町村名 (市町村コード)	福島市 (72010)
地域名 (地域内農業集落名)	大波地区 (第一鳥谷平・大滝古内・下染屋大柏・中部上部・水戸内・上屋場・萩久保・奈良婦・下組中組・入組・塩ノ平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月20日 (第1回)令和5年11月17日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の平均年齢が75歳と高齢化が進み、規模縮小を検討している農業者が多いことから、遊休農地の更なる増加が懸念される。また専業の担い手が少ないことや、区画が小さく傾斜がきつい、水はけが悪い等の農地の条件が悪いことも後継者不足の要因となっている。さらに鳥獣被害が多く発生しているため、更なる対策を検討する必要がある。

【地域の基礎データ】

当地区に耕作地を持つ認定農業者:2名

主な作物:水稲、野菜類

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要作目である水稲について、田んぼダム等を活用し水田の維持管理に努める。さらに水稲以外にも高収益作物等の地域の特性にあった作目の導入を検討していく。そして地域内外から新規就農者等の確保に取り組み、集落営農組織等の地域の担い手の組織化を目指していく。また地域ぐるみで鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び地域として利用可能な農地を農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域計画に基づく目標地図の作成により、農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、農地所有適格法人等へ農地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズ等を踏まえ、農地耕作条件改善事業を活用するほか、必要に応じて基盤整備の実施を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者の他、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、県やJAなどの関係機関と連携しながら地域としてフォローアップしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】